

選挙のあれこれ Vol.5

～全6回シリーズで選挙に関する記事を掲載します～

清き1票には「候補者氏名」のみを書きましょう

投票用紙には、その選挙の候補者氏名のみを記載しましょう（衆議院比例代表選出議員選挙では、政党名を記載します。参議院比例代表選出議員選挙では、政党名または候補者氏名を記載します）。

候補者の氏名のほか、他事を記載したものは、投票が無効となる場合があります。他事とは、候補者の氏名以外の全てをいいますが、職業、身分、住所または敬称の類は無効とはなりません。

他事記載が無効とされる趣旨は、秘密投票の原則を保ち、選挙の公

正を確保しようとするところにあります。皆さんの一票を大切に投票しましょう。

無効票の例



※「○○○○」は候補者の氏名

▼問合せ 選挙管理委員会事務局

☎72・6927

「那須町小・中学校の部活動地域移行に関する検討幹事会」の委員を募集します



小・中学校の部活動地域移行に関して、広く意見を求めることを目的に、那須町部活動地域移行検討幹事会の委員を募集します。

▼人数 若干名

▼応募資格 次の項目すべてに該当する方

①町内在住、在勤の方

②平日午後6時過ぎから開催予定の会議に出席できる方

※第1回検討幹事会を3月21日(木)午後6時から、文化センター小ホールで開催予定です。

③部活動地域移行に関して熱意がある方

④指導経験または将来指導に携わろうとする意欲のある方

▼申請方法 町ホームページから様式をダウンロードもしくは、

A4用紙に次の事項をすべて記載し提出してください。

・案件名「那須町小・中学校の部活動地域移行に関する検討幹事会の委員一般公募」

・応募者の住所、氏名、電話番号、応募の動機

▼申請期限 2月22日(木)午後5時

※選考結果は、応募者全員に通知します。詳細は町ホームページを参照ください。

▼問合せ 生涯学習課生涯学習係 (文化センター内)

☎72・6923



ホームページ

家族介護慰労金を支給します

慰労金の申請月から前1年間の介護サービスの利用状況や入院状況等が次の要件を満たす方に、家族介護慰労金を支給します。

▼要件 「要介護高齢者」と「介護者」の各要件を全て満たす方

○「要介護高齢者（介護を受けている高齢者）」

・町内に住所を有し、要介護4または5の認定を受け、在宅で生活していること

・在宅介護サービスの利用が申請月の前1年間で、合計10日以内であること（住宅改修、福祉用

具貸与および福祉用具購入を除く）入院日数の合計が申請月の前1年間で合計90日以内であること

○「介護者」

・町内に住所を有し、要介護高齢者と同居かつ介護していること

・町税に滞納がないこと

▼支給金額 60,000円

▼申込期限 3月29日(金)

※申請受付後、介護サービスの利用状況等の調査に、1カ月程度の期間を要します。

▼申請・問合せ 保健福祉課地域支援係 ☎72・6910

福祉タクシー利用券の交付申請を受け付けます

令和6年度の「那須町福祉タクシー利用券」交付申請の受け付けを次のとおり行います。

なお、令和5年度中に申請した方には、申請書を郵送します（2月中旬頃発送予定）。

▼交付対象

①重度心身障害者

・身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方

・療育手帳A1またはA2をお持ちの方

▼申請に必要なもの

①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

②高齢者世帯の場合は、「75歳以上の高齢者のみの世帯」であることの民生委員の証明（※新規申請の方のみ）

▼申込み・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72・6917